13. Article 16 of the Convention is replaced by the following text:

1. A conference of States Parties shall be convened by the depositary five years after the entry into force of the Amendment adopted on 8 July 2005 to review the implementation of this Convention and its adequacy as concerns the preamble, the whole of the operative part and the annexes in the light of the then prevailing situation.

2. At intervals of not less than five years thereafter, the majority of States Parties may obtain, by submitting a proposal to this effect to the depositary, the convening of further conferences with the same objective.

14. Footnote [b/] of Annex II of the Convention is replaced by the following text:

[b/] Material not irradiated in a reactor or material irradiated in a reactor but with a radiation level equal to or less than 1 gray/hour (100 rads/hour) at one metre unshielded.

15. Footnote [e/] of Annex II of the Convention is replaced by the following text:

[e/] Other fuel which by virtue of its original fissile material content is classified as Category I and II before irradiation may be reduced one category level while the radiation level from the fuel exceeds 1 gray/hour (100 rads/hour) at one metre unshielded.

規　則

○国家公安委員会規則第十一号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十五条第一項第四号及び第二十一条の五第一項の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認の方法等）	（確認の方法等）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
2　法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第七号及び第四項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。	2　法第十五条第一項第二号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（第四項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。
3　法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。	3　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びに当該相手方に、当該古物商又はその代理人等の面前において、器具を使用して当該相手方の氏名の筆記（当該氏名が電磁的方法により当該古物商の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に明瞭に表示されるようにして行うものに限る。）をさせること。この場合において、当該申出に係る住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、第一項に規定するところによりその住所、氏名、職業又は年齢を確認するようにしなければならない。	［号を加える。］
八　相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書並びに公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること（当該古物商が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）。	［号を加える。］
九　相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用	［号を加える。］